

電子提供措置の開始日2023年4月25日

株 主 各 位

第38回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

主要な事業内容  
主要な事業所  
従業員の状況  
会社の新株予約権等に関する事項  
会計監査人の状況  
会社の体制及び方針  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
(2022年2月21日から2023年2月20日まで)

パレモ・ホールディングス株式会社

## 主要な事業内容

当社グループは、当社を純粋持株会社とする3社（当社を含む）によって形成される企業グループであり、ティーンズヤングからヤングミセスまでのレディースを対象とした婦人洋品・婦人服及び生活雑貨、バッグの販売を主要業務とした小売業及びその関連事業を営んでおります。

## 主要な事業所

(1) 当社本店 愛知県名古屋市

(2) 当社グループの店舗 (地域別分布は次のとおりであります。)

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
北海道	11	青森県	5	岩手県	1	宮城県	7	秋田県	3
山形県	2	福島県	9	茨城県	8	栃木県	6	群馬県	5
埼玉県	14	千葉県	20	東京都	20	神奈川県	18	新潟県	7
富山県	2	石川県	4	福井県	4	長野県	4	岐阜県	6
愛知県	27	静岡県	13	三重県	4	京都府	3	大阪府	17
兵庫県	7	奈良県	1	和歌山県	2	鳥取県	1	岡山県	1
広島県	6	山口県	6	香川県	1	徳島県	1	愛媛県	3
福岡県	10	佐賀県	1	長崎県	4	熊本県	2	大分県	3
宮崎県	3	鹿児島県	3	沖縄県	8	総店舗数		283店舗	

## 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
135名	19名減	49.5才	24.9年

- (注) 1. 従業員数は、当連結会計年度末従業員数であります。  
 2. 従業員数には、当連結会計年度中平均雇用人数の嘱託社員414名及びパートタイマー907名(8時間勤務換算)は含んでおりません。

## 会社の新株予約権等に関する事項

### 1. 当事業年度の末日における新株予約権の状況

名称 (発行年 日)	個数	目的たる株式 の種類及び数	1個当たりの 発行価額	行使価額	行使可能期間
第1回新株予約権 (2018年6月4日)	450個	普通株式45,000株 (新株予約権1個当 たり100株)	34,700円	行使によって 交付を受ける 株式1株当 たり1円	2018年6月4日 2048年5月31日
第2回新株予約権 (2019年6月3日)	402個	普通株式40,200株 (新株予約権1個当 たり100株)	25,900円	行使によって 交付を受ける 株式1株当 たり1円	2019年6月3日 2049年5月31日
第3回新株予約権 (2020年6月3日)	734個	普通株式73,400株 (新株予約権1個当 たり100株)	17,000円	行使によって 交付を受ける 株式1株当 たり1円	2020年6月3日 2050年5月31日
第4回新株予約権 (2021年6月1日)	228個	普通株式22,800株 (新株予約権1個当 たり100株)	16,900円	行使によって 交付を受ける 株式1株当 たり1円	2021年6月1日 2051年5月31日

(注) 上記新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間内において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。
- ②新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転契約について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能総数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行使することはできない。
- ⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行年月日)	取締役 (社外取締役を除く)		監査役	
	個数	保有者数	個数	保有者数
第1回新株予約権 (2018年6月4日)	19個	1名	19個	1名
第2回新株予約権 (2019年6月3日)	29個	1名	29個	1名
第3回新株予約権 (2020年6月3日)	54個	1名	54個	1名
第4回新株予約権 (2021年6月1日)	114個	2名	57個	1名

3. 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

4. その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(注) 2022年5月12日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって、有限責任あずさ監査法人は、任期満了により退任いたしました。

### 2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	22,000千円
②	当社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を含めております。

#### 2. 会計監査人の報酬について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の執行状況の相当性など報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等について同意しました。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令（会社法第340条第1項の各号）の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

## 会社の体制及び方針

### I. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針については、以下のとおり取締役会にて決議しております。

1. 取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、企業理念、経営指針、パレモ信条をグループの行動規範とし、法令・定款及び社会的規範を遵守し、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。また職務の執行にあたり遵守すべき規範を「企業倫理基準」として定め、取締役及び執行役員（以下、取締役等という）並びに従業員に対し周知する。従業員が業務上遵守すべきルールは、取締役会の承認を得た基本規程を基に業務を所管する各部署が規則・業務マニュアルとして定め、その徹底を図る。
  - (2) 当社は、グループ全体のリスク管理を統括する機関として、当社の取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社及びグループ各社のコンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。取締役社長直轄の監査室は、コンプライアンス関連規定の遵守状況について、当社及びグループ各社に対し定期及び特別監査を実施し、取締役社長及び担当取締役に報告する。
  - (3) 当社及びグループ各社は、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）に従業員及び取引先に対し設置する。通報受付部署を当社の総務人事部とし、通報内容に対し迅速な調査・対応を行うとともに、法令・ルール違反には、当社及びグループ各社の社内規定に基づき厳正に対処する。
  - (4) 取締役等は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合には、直ちに監査役に報告するとともに取締役会に報告し、不適合の是正を行う。
  - (5) 監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監査し、監査機能の実効性の向上に努める。
  - (6) 当社は、反社会的勢力を排除し、関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関、業界団体及び地域社会との連携強化を図り、組織としての対応に努める。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 当社及びグループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係わる情報は、文書(電磁的記録を含む)に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。また取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関するその他の体制
  - (1) 当社は、グループ全体のリスクの発生の阻止・低減及びリスク発生時の的確なリスク管理体制の構築を目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規則を定める。
  - (2) 当社及びグループ各社は、リスクマネジメント委員会にて、グループ全体のリスク(経営、事故・災害、コンプライアンス)の把握を行うとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視及び改善等の活動を展開する。
  - (3) 当社は、グループ全体の不測事態の発生には、リスク管理規定に基づき、担当取締役の指揮のもと、迅速かつ適切な対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社は、経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほか、当社及びグループ各社の社長、取締役、執行役員、監査役及び部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。
  - (2) 取締役会は、「職務分掌規程」、「職務権限規程」並びに「申請手続規程」を定め、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該会社への報告に関する体制
    - ① 当社は、グループ経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、グループ各社で共有し、かつ企業集団経営に必要な規程類を整備する。また「関係会社管理規程」において、グループ各社の株主総会付議事項及びその他重要事項について、当社に報告又は承認を得ることを定め、グループ各社に義務づける。

- ②当社は、グループ各社の決算書、事業計画等に関する報告書を半期毎に作成し、当社取締役会に報告する。
- ③当社は、グループ各社の社長に対する面談を必要に応じて実施し、グループ経営方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①当社は、当社及びグループ各社のリスクの発生の阻止・低減及びリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規定を定め、リスク管理体制を構築する。またグループ各社に対し、当社の「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規定を周知徹底させ、当社に準じた社内規程をグループ各社に整備させる。
- ②当社は、グループ各社を含めたリスク管理を統括する機関として、当社に取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。またグループ各社におけるリスクの発生時には、「危機管理マニュアル」に基づき緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な対応を行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、「関係会社管理規程」において、グループ各社の株主総会付議事項その他重要事項について、当社に報告又は承認を得ることを定め、グループ各社に義務づける。
- ②当社は、グループ各社の社長に対する面談を必要に応じて実施し、グループ経営方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
- ③当社は、グループ各社における経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほかに、経営会議等の会議を定期的に開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。また各社における職務分掌、職務権限並びに決裁権限に関する規定を定め、適切かつ効率的に職務の遂行が行われる体制を構築する。
- (4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①当社は、企業理念、経営指針、パレモ信条等のグループ行動規範を、グループ各社の取締役等及び従業員へ周知する。



- ②当社は、グループの全従業員を対象とする、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）を設置し、当社及びグループ各社のコンプライアンス体制を推進する。
- ③当社は、グループ各社に取締役及び監査役を派遣し、グループ各社の取締役会等の主要な会議に出席させ、グループ各社の経営状況等の把握を行う。
- ④当社の総務人事部は、グループ各社の内部統制を含めて管理・監督する。また社長室は、グループ各社の業績管理や業務状況の確認、必要に応じた改善を行い、必要に応じて、定期的に取締役会、経営会議へ報告することとする。また監査室は、グループ各社に対し、定期及び特別監査を実施し、当社の代表取締役及び監査役に報告する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、全社的內部統制の状況及び業務プロセスについて、「内部統制基本計画書」の方針に基づき評価・改善・是正及び文書化を行うものとする。
7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役（監査役会）は、監査室もしくは他に所属する従業員に対し、自らの職務遂行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該従業員は、その命令に関して監査室長並びに担当取締役及び部門長の指揮命令を受けない。また当該従業員は、監査役の指示に忠実に従うものとする。
8. 当社及び子会社の取締役等及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社及びグループ各社の取締役等及び従業員は、監査役（監査役会）に対し法定の事項に加え当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、社内通報制度による従業員・取引先からの通報状況及びその内容を速やかに報告する。

- (2) 当社及びグループ各社の取締役等及び従業員は、社内通報制度（ヘルプライン）へ公益通報をした者並びに監査役に前号の報告をした者に対し、当該通報又は報告したことを理由とする不利益取扱を禁止する。
  - (3) 当社及びグループ各社は、公益通報した者に対する不利益取扱の禁止を社内通報規程にて定め、取締役等及び従業員に対し周知する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役等及び従業員は、監査役（監査役会）の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。
  - (2) 取締役社長は、監査役、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。
10. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の該当職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項
- (1) 当社は、監査役からの要請に応じ、監査役 of 職務の執行に関連し生ずる費用について、事前申請又は事後速やかな報告により、その費用を前払い又は事後の支払いにより負担する。
  - (2) 当社は、監査役が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査役 of 職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。

## II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1. コンプライアンスに対する取り組み

当社及びグループ各社の取締役等及び従業員が企業行動指針に基づき、法令・定款及び社会的規範を遵守した行動をとるよう、コンプライアンス強化月間の実施などを通して定期的に周知徹底を図っております。また反社会的勢力対応規程定め、警察等外部専門機関と連携する等の体制を構築しております。

### 2. リスク管理に対する取り組み

当社取締役社長を委員長とする、「リスクマネジメント委員会」を年6回開催し、想定されるリスク及び発生したリスクに対応するとともに、リスク管理に関する共有及び管理を徹底しました。

### 3. 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

取締役会を年14回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の業務執行等の、分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。また業務執行に係る重要な案件について、取締役会への上程前に経営会議に付議し執行役員等による議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性及び効率性を図りました。

### 4. 監査役の職務の執行

常勤監査役は経営に影響する重大な事象について、取締役等及び従業員より報告を受け、また申請書の閲覧、各会議体への出席などを通して得た情報をタイムリーに各監査役と共有するとともに、必要な意見を表明しております。また監査室及び会計監査人と随時情報・意見交換を行う等、緊密な関係を保っております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2022年2月21日  
至 2023年2月20日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	1,981,989	△1,673,877	△25,501	382,609
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	132,500	132,500			265,000
親会社株主に帰属する当期純利益			562,003		562,003
資本金から剰余金への振替	△132,500	132,500			—
自己株式の取得				△72	△72
新株予約権の行使		2,228		20,573	22,801
当期変動額合計	—	267,228	562,003	20,501	849,732
当 期 末 残 高	100,000	2,249,217	△1,111,874	△5,000	1,232,342

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	35,869	418,479
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		265,000
親会社株主に帰属する当期純利益		562,003
資本金から剰余金への振替		—
自己株式の取得		△72
新株予約権の行使	△22,702	99
当期変動額合計	△22,702	827,030
当 期 末 残 高	13,166	1,245,509

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度（2021年2月21日～2022年2月20日）において、営業損失709,581千円、経常損失674,885千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,393,794千円を計上し、前連結会計年度末の連結貸借対照表の純資産額は418,479千円、自己資本比率4.2%となりました。さらに、前連結会計年度末において、流動負債合計は7,498,506千円であり流動資産合計5,707,871千円を超過しております。この結果、前連結会計年度末の1年内返済予定の長期借入金の一部187,500千円に付されている財務制限条項に抵触する状況となりましたが、一旦、金融機関からは前連結会計年度末の状況による期限の利益の喪失に係る権利の放棄を得ております。

当連結会計年度（2022年2月21日～2023年2月20日）においては中期経営計画の推進により、営業利益527,017千円、経常利益580,365千円、親会社株主に帰属する当期純利益562,003千円を計上し、当連結会計年度末の連結貸借対照表の純資産額は1,245,509千円、自己資本比率14.1%となりました。また、当連結会計年度末において、流動負債合計は6,959,566千円であり流動資産合計5,609,841千円を超過しております。この結果、当連結会計年度末の1年内返済予定の長期借入金の一部187,500千円に付されている財務制限条項に引き続き抵触する状況となりましたが、金融機関と当連結会計年度末の状況による期限の利益の喪失に係る権利の放棄について協議しております。

なお、各金融機関からは、2023年5月19日まで融資残高を維持することについての同意を得ております。このため、当連結会計年度末における短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済期日は2023年5月19日までとなっています。

以上により、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況下、当社グループは、当該状況の解消又は改善のために、下記のような対応策を講じております。

#### (1) 事業再構築計画

当社グループでは、2022年3月に策定した事業再構築計画に基づき、コロナ禍で採算が悪化したアパレル業態の店舗を103店舗閉店し赤字額の削減を行い、キャッシュの流出を防止しました。また、300円均一雑貨ショップの「illusie300」（イルーシーサンマルマル）についても、新規出店を加速させ、苦戦が続いているアパレル店舗からの業態変更も積極的に行い、アパレルの構造改革と雑貨ビジネスの確立により収益基盤の強化を図っております。同時に、経費削減策として、役員報酬の減額、社員給料・賞与の減額、賃料減額の交渉、店舗毎の売上状況に応じた適正な人員配置等、店舗費用の効率化と本部・本社費用の削減など支出を最小限に抑えるよう取り組みを実施しております。

事業再構築計画の初年度は計画を上回る推移となり、2年目となる翌連結会計年度（2023年2月21日～2024年2月20日）においては、アフターコロナの環境変化、原価高騰など前提条件の変更を考慮した上で営業利益の計画数値を確保してまいります。

(2) 資金調達施策等

現在、各金融機関から当社グループの事業再構築計画とその進捗等を評価いただいている過程にあり、2023年3月に開催したバンクミーティングにおいて、再度、融資残高の維持の更新を依頼し、支援の継続と今後の借入金の返済方針について全ての金融機関からの同意を得るべく協議を行います。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めます。

現状は取引金融機関各社から支援を頂いておりますが、今後とも継続支援を頂く前提として、2023年5月に開催を予定しているバンクミーティングにおいて、当社グループの今後の借入金返済方針等に対する全ての金融機関からの同意を得る必要があることから、バンクミーティングの結果等によっては、当社グループの資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。これらの状況から、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社パレモ、株式会社ビックス

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社  
持分法適用会社はありません。

(4) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの  
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を実施しております。

無形固定資産 定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。

④ 引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応額を計上しております。

⑤ 収益の計上基準

(a) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

(商品の販売)

顧客に商品を引き渡す履行義務

(自社ポイント)

顧客がポイントを行使した時に値引き等を提供する履行義務

(b) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点 (収益を認識する通常の時点)

(商品の販売)

顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(自社ポイント)

顧客がポイントを行使した時点で収益を認識しております。

(c) 企業が顧客に提供する財又はサービスの識別

(代理人取引)

一部の販売取引について、顧客への販売取引における当社の役割が代理人に該当する取引については当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(a) 連結納税制度の適用

連結計算書類作成会社及び連結子会社は、連結計算書類作成会社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

(b) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

連結計算書類作成会社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。



### 3. 会計方針の変更に関する注記

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下、「収益認識会計基準等」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当会計基準の適用による当連結会計年度の連結計算書類に与える主な影響は以下のとおりであります。

#### (自社ポイント制度に係る収益認識)

顧客への販売に伴って付与する自社ポイントを従来広告宣伝費として「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、顧客への販売とは別個の履行義務として識別し、顧客から受け取る対価を当該履行義務に配分したのち、顧客がポイントを行使した際に収益を認識する方法に変更しております。

#### (代理人取引に係る収益認識)

一部の販売取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への販売取引における当社の役割(本人又は代理人)を判断した結果、代理人に該当する取引については当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は165,942千円減少し、売上原価は161,193千円減少し、販売費及び一般管理費は4,748千円減少しております。また、期首利益剰余金に与える影響はありません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、この変更による連結計算書類への影響はありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

##### (店舗用固定資産の減損)

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産927,494千円を計上しており、総資産の10.6%を占めております。当連結会計年度の連結損益計算書に計上した減損損失額は89,980千円です。

##### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は、事業再構築計画に基づく店舗別の損益計画を基礎として将来キャッシュ・フローの見積りをしております。

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位にグルーピングを実施しておりますが、継続的に営業損益がマイナスとなっている等の理由により、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を使用価値まで減額し、帳簿価額の減少を減損損失として認識しております。使用価値の算定にあたり使用した割引率は9.02%であり、当社の加重平均資本コストを用いております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、当社の事業再構築計画を基礎とした店舗別の損益計画を用いておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか、売上高の回復を主要な仮定としており、その検討にあたっては、店舗販売の動向に重要な影響を与える将来における人流の回復に関する見込みを考慮しております。

なお、これらの見積りは、将来の予測不能な事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際の回収可能価額（使用価値）が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

##### (繰延税金資産の回収可能性)

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産139,733千円を計上しております。繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺前の金額は、繰延税金資産191,075千円及び繰延税金負債51,342千円であります。当該繰延税金資産191,075千円は、繰延税金資産の総額 2,067,641千円から、将来減算一時差異及び繰越欠損金に係る評価性引当額1,876,566千円を控除した金額であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、将来減算一時差異等の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得の見積額及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

繰延税金資産の回収可能性の見積りにあたっては、当社グループの事業再構築計画を基礎とした損益計画を用いておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか、売上高の回復を主要な仮定としており、その検討にあたっては、店舗販売の動向に重要な影響を与える将来における人流の回復に関する見込みを考慮しております。

なお、これらの見積りは、将来の予測不能な事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際の課税所得が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の回収可能性の見積りに影響を与える可能性があります。

5. その他追加情報に関する注記

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症については、今後の収束時期等は依然として不透明な状況が続いております。しかしながら、当社グループの業績に与える影響は、一定程度に収まり、感染を抑制しながら社会経済活動を維持していくことにより、人流が回復することを想定しております。

また、不採算店舗の撤退や、経費の削減等、構造改革を進めることにより、翌連結会計年度においては、当社グループの業績は一定の回復が見込まれるという仮定のもので、見積りに影響を及ぼすと考えられる入手可能な情報を総合的に勘案し、固定資産の減損における将来キャッシュ・フローや、繰延税金資産の回収可能性等を判断して会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高いため、将来における実績値に基づく結果がこれらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,124,190千円

(2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 2,452千円

(3) 財務制限条項

当連結会計年度末の1年内返済予定の長期借入金のうち187,500千円には、以下の財務制限条項が付されております。

・2019年2月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年2月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。  
・2019年2月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

なお、当連結会計年度末において上記財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関と期限の利益の喪失に係る権利の放棄について協議しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 12,051,384株  
A種優先株式 265株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 24,116株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月18日 定時株主総会	A種優先 先株式	資本剰 余金	14,575	55,000	2023年 2月20日	2023年 5月19日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 63,600株

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金調達については銀行借入によって行っており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、営業債務の為替リスクを回避するために利用し、投機目的の取引は行わない方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループの主な営業債権である売掛金、預け金については、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用管理等を実施することにより、リスクの低減を図っております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理、信用管理を行うことによりリスク低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、設備関係電子記録債務、未払金、未払費用は短期間で決済されるものです。

借入金は、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらは、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、為替予約の振当処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「貸倒引当金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「設備関係電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
差入保証金（1年内回収予定を含む）	2,251,297	2,251,195	△102
資産計	2,251,297	2,251,195	△102
1年内返済予定の長期借入金	1,137,500	1,128,522	△8,977
負債計	1,137,500	1,128,522	△8,977

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	2,251,195	—	2,251,195
1年内返済予定の長期借入金	—	1,128,522	—	1,128,522
合計	—	3,379,717	—	3,379,717

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積った支払予定時期ごとに分類し、元利金の合計額と決算日現在の国債利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	金額
店舗小売事業	16,476,810
アパレル事業	7,718,118
雑貨事業	8,758,692
F C事業	331,189
その他事業	705,598
E C事業	497,035
その他	208,562
合計	17,513,597

(注) その他の収益は、子会社の納品代行業務であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ⑤収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、顧客への販売に伴って付与する自社ポイントであり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた契約負債は「6. 連結貸借対照表に関する注記」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	79円22銭
1株当たり当期純利益	46円82銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(自 2022年2月21日  
至 2023年2月20日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	100,000	100,000	1,881,989	1,981,989	△1,693,909	△1,693,909
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	132,500	132,500		132,500		
当 期 純 利 益					593,426	593,426
資本金から剰余金への振替	△132,500		132,500	132,500		
準備金から剰余金への振替		△132,500	132,500	—		
自己株式の取得						
新株予約権の行使			2,228	2,228		
当 期 変 動 額 合 計	—	—	267,228	267,228	593,426	593,426
当 期 末 残 高	100,000	100,000	2,149,217	2,249,217	△1,100,483	△1,100,483

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△25,501	362,577	35,869	398,447
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		265,000		265,000
当 期 純 利 益		593,426		593,426
資本金から剰余金への振替		—		—
準備金から剰余金への振替		—		—
自己株式の取得	△72	△72		△72
新株予約権の行使	20,573	22,801	△22,702	99
当 期 変 動 額 合 計	20,501	881,155	△22,702	858,453
当 期 末 残 高	△5,000	1,243,733	13,166	1,256,900

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社の前事業年度（2021年2月21日～2022年2月20日）において、経常損失997,949千円、当期純損失3,414,583千円を計上し、前事業年度末の貸借対照表の純資産額は398,447千円、自己資本比率4.9%となりました。さらに、前事業年度末において、流動負債合計は4,218,255千円であり流動資産合計3,875,857千円を超過しております。

当事業年度（2022年2月21日～2023年2月20日）においては、経常利益566,208千円、当期純利益593,426千円を計上し、当事業年度末の貸借対照表の純資産額は1,256,900千円、自己資本比率17.5%となりました。

また、連結注記表1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当社グループは、前連結会計年度（2021年2月21日～2022年2月20日）において、営業損失709,581千円、経常損失674,885千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,393,794千円を計上し、前連結会計年度末の連結貸借対照表の純資産額は418,479千円、自己資本比率4.2%となりました。また、当連結会計年度末において流動負債合計は7,498,506千円であり流動資産合計5,707,871千円を超過しております。この結果、前連結会計年度末の1年内返済予定の長期借入金の一部187,500千円に付されている財務制限条項に抵触する状況となりましたが、一旦、金融機関からは前連結会計年度末の状況による期限の利益の喪失に係る権利の放棄を得ております。

当連結会計年度（2022年2月21日～2023年2月20日）においては、中期経営計画の推進により、営業利益527,017千円、経常利益580,365千円、親会社株主に帰属する当期純利益562,003千円を計上し、当連結会計年度末の連結貸借対照表の純資産額は1,245,509千円、自己資本比率14.1%となりました。また、当連結会計年度末において、流動負債合計は6,959,566千円であり流動資産合計5,609,841千円を超過しております。この結果、当連結会計年度末の1年内返済予定の長期借入金の一部187,500千円に付されている財務制限条項に引き続き抵触する状況となりましたが、金融機関と当連結会計年度末の状況による期限の利益の喪失に係る権利の放棄について協議しております。

なお、2023年5月19日まで融資残高を維持することについての同意を得ております。このため、当連結会計年度末における短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済期日は2023年5月19日までとなっています。

以上により、当事業年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況下、当社グループは、当該状況の解消又は改善のために、下記のような対応策を講じております。

#### (1) 事業再構築計画

当社グループでは、2022年3月に策定した事業再構築計画に基づき、コロナ禍で採算の悪化したアパレル業態の店舗を103店舗閉店し赤字額の削減を行い、キャッシュの流出を防止しました。また、300円均一雑貨ショップの「illusie300」（イルーシーサンマルマル）についても、新規出店を加速させ、苦戦が続いているアパレル店舗からの業態変更も積極的に行い、アパレルの構造改革と雑貨ビジネスの確立により収益基盤の強化を図っております。同時に、経費削減策として、役員報酬の減額、社員給料・賞与の減額、賃料減額の交渉、店舗毎の売上状況に応じた適正な人員配置等、店舗費用の効率化と本部・本社費用の削減など支出を最小限に抑えるよう取り組みを実施しております。

事業再構築計画の初年度は計画を上回る推移となり、2年目となる翌事業年度（2023年2月21日～2024年2月20日）においては、アフターコロナの環境変化、原価高騰など前提条件の変更を考慮した上で計画数値を確保してまいります。

#### (2) 資金調達施策等

現在、各金融機関から当社グループの事業再構築計画とその進捗等を評価いただいている過程にあり、2023年3月に開催したバンクミーティングにおいて、再度、融資残高の維持の更新を依頼し、支援の継続と今後の借入金の返済方針について全ての金融機関からの同意を得るべく協議を行います。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めます。

現状は取引金融機関各社から支援を頂いておりますが、今後とも継続支援を頂く前提として、2023年5月に開催を予定しているバンクミーティングにおいて、当社グループの今後の借入金返済方針等に対する全ての金融機関からの同意を得る必要があることから、バンクミーティングの結果等によっては、当社グループの資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。これらの状況から、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を実施しております。

無形固定資産 定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

#### ③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該関係会社の財務状態等を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

### (4) 収益の計上基準

当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、当社の収益は、主に連結子会社からの経営指導料等であります。

経営指導料等においては、連結子会社との契約内容に応じて受託した業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用

当社は、当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下、「収益認識会計基準等」という。)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当会計基準の適用による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、この変更による計算書類への影響はありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

##### (店舗用固定資産の減損)

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産926,517千円計上しており、総資産の13.0%を占めております。当事業年度の損益計算書に計上した減損損失額は89,980千円です。

##### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表 4. 重要な会計上の見積り (店舗用固定資産の減損)」と同一のため記載を省略しております。

##### (繰延税金資産の回収可能性)

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産10,106千円を計上しております。繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺前の金額は、繰延税金資産61,448千円及び繰延税金負債51,342千円です。当該繰延税金資産61,448千円は、繰延税金資産の総額2,165,986千円から、将来減算一時差異及び繰越欠損金に係る評価性引当額2,104,538千円を控除した金額であります。

##### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表 4. 重要な会計上の見積り (繰延税金資産の回収可能性)」と同一のため記載を省略しております。

#### 5. その他追加情報に関する注記

##### (新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症については、今後の収束時期等は依然として不透明な状況が続いております。しかしながら、当社の業績に与える影響は、一定程度に収まり、感染を抑制しながら社会経済活動を維持していくことにより、人流が回復することを想定しております。

また、不採算店舗の撤退や、経費の削減等、構造改革を進めることにより、翌事業年度においては、当社の業績は一定の回復が見込まれるという仮定のもので、見積りに影響を及ぼすと考えられる入手可能な情報を総合的に勘案し、固定資産の減損における将来キャッシュ・フローや、繰延税金資産の回収可能性等を判断して会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高いため、将来における実績値に基づく結果がこれらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

## 6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2, 114, 324千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	420, 428千円
長期金銭債権	1, 300, 000千円
短期金銭債務	141, 380千円

### (3) 財務制限条項

当事業年度末の1年内返済予定の長期借入金のうち187,500千円には、以下の財務制限条項が付されております。

・2019年2月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年2月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

・2019年2月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

なお、当事業年度末において上記財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関と期限の利益の喪失に係る権利の放棄について協議しております。

## 7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
(1) 営業取引による取引高の総額	
営業収入	3, 660, 000千円
(2) 関係会社事業損失引当金戻入益	
当社の連結子会社である株式会社パレモの業績回復に伴い、当該引当金を戻し入れたものであります。	

8. 株主資本等変動計算書に関する注記		
当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数		
普通株式		24, 116株
9. 税効果会計に関する注記		
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
(繰延税金資産)		
減損損失		143, 929千円
資産除去債務		205, 335千円
貸倒引当金		448, 903千円
関係会社事業損失引当金		595, 340千円
投資有価証券評価損		110, 129千円
繰越欠損金		650, 539千円
その他		11, 808千円
小計		<u>2, 165, 985千円</u>
評価性引当額		<u>2, 104, 537千円</u>
繰延税金資産合計		<u>61, 448千円</u>
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用		<u>51, 342千円</u>
繰延税金負債合計		<u>51, 342千円</u>
繰延税金資産との相殺		<u>51, 342千円</u>
繰延税金資産の純額		<u>10, 106千円</u>

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社パレモ	100%	(兼任) 3人	当社への管理 業務委託	経営指導料	162,000	未収入金	420,334
					業務委託料	226,800		
					店舗使用料	3,271,200		
					資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金	1,300,000
					売上債権の 代理回収	—	未払金	140,950

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引について、持株会社である当社の運営費用及び業務内容又は、一般取引条件を勘案し、交渉の上、決定しております。資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

2. 関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金1,300,000千円を計上しております。

また、関係会社事業損失引当金繰入額1,729,132千円を計上しております。

11. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

80円16銭

1株当たり当期純利益

49円43銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。